

備前市空き家片づけ応援補助事業の手引き

備前市空き家片づけ応援事業補助事業について

この補助事業は、備前市空き家情報バンクに登録された物件の家財道具等の搬出・処分費用の一部を補助することにより、空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）への登録・流動化を促進し、市内への移住・定住促進を図るものです。

1. 補助対象空き家

- ・備前市空き家情報バンクに登録されている空き家
※登録された住宅につき、1度だけとなります。

2. 補助対象者（申請できる方）

次のいずれかに該当する方が補助対象者です。

※ただし、市税等の滞納がある方、暴力団員等の場合は対象外

- ・補助対象空き家の所有者
- ・補助対象空き家の購入者（入居前または入居後6カ月以内に片付けを実施するもの）
※購入者と所有者が3親等以内の親族である場合は対象外
- ・その他、特別な事情があると認められる方

3. 補助対象経費

- ・専門業者に依頼して実施する10万円（消費税含む）以上の家財道具等の片付け費用
※家財道具等とは、空き家に残置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨など

4. 補助金額

補助対象経費の3分の2以内の額で、20万円が上限（千円未満切捨て）

5. 受付期間

令和5年4月1日から令和6年2月28日まで **※予算が無くなり次第終了**

※ただし、片づけを開始する1週間前までに申請してください

6. 補助金の支給

請求書の提出後、概ね1カ月以内に指定の口座に振り込みます。

7. 注意事項

- ・家財道具等処分を行う1週間前までに交付申請書を提出しなければなりません。

備前市空き家片づけ応援補助事業の手引き

8. 補助金の返還

次に該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

- ・所有者が、補助金の交付後2年以内に空き家バンク登録を抹消したとき（成約等を除く）

対象者	補助金の交付から空き家バンク登録抹消までの期間	交付決定を取り消す金額
所有者	1年未満	100%
	1年以上2年未満	50%

備前市空き家片づけ応援補助事業の手引き

申請から支給までの流れ

申請方法及び提出書類

1. 交付申請 家財道具等処分を始める 1週間前までに 次の書類を提出してください。
(太字下線の書類は様式があります)
- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
 - ② 申請者の本人確認書類の写し
 - ③ 処分費等の内訳が確認できる書類 (見積書など)
 - ④ 家財道具等処分 (片づけに着手する) 前の写真
 - ⑤ 売買契約書の写し (購入者の場合)
2. 交付決定 交付申請書の内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。
補助金交付決定通知書(様式第4号)・・・市から申請者あてに通知
3. 実績報告 片付け完了後、次の書類を 2週間以内に 提出してください。
- ① 補助金実績報告書(様式第8号)
 - ② 処分費等が確認できる書類 (請求書・領収証の写し)
 - ③ 家財道具等処分 (片付け後) が確認できる写真 (作業中・完了後)
※写真は、申請時に提出したものと同一ところを撮影してください。
4. 確定通知 実績報告書を審査した上で、補助金額を確定します。
補助金確定通知書(様式第9号)・・・市から申請者あてに通知
5. 請 求 次の書類を提出してください。
- ① 補助金請求書(様式第10号)
6. 補助金の交付 請求により、補助金を指定された口座に振り込みます。

申込・問合せ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市 産業部 土地住宅政策課 移住定住推進係

TEL:0869-64-2225 FAX:0869-64-1850 MAIL:bzijuu@city.bizen.^{エル}lg.jp